

2 主な農業関係制度資金の概要

(1) 日本政策金融公庫資金

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・使途
<p>① 農業経営基盤強化資金（スーパーL）</p> <p>【貸付利率（※）】 0.30～0.70 （令和5年7月20日現在）</p> <p>【償還期限】 25(10)</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者が利用する経営改善のための長期資金。 具体的には、市町村の認定を受けた農業経営改善計画等（※）の達成に必要な次の長期資金。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地等の取得 2 農地等の改良等 3 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 4 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得 5 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等 6 家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 7 負債の整理その他農業経営の改善を前提としての経営の安定に必要な長期資金 <p>※ 農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画のほか、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律及び果樹農業振興特別措置法の認定を受けた計画を含む。（有効期間5年）</p>

注：「貸付利率」欄の※

国による貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のアの(ア)参照。（P6））

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を活用した電子申請の受付開始について

以下の公庫資金については、農業者自らがオンライン申請することができる「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」による申請を受け付けています。

受付開始事項	資金名	貸付対象者
令和4年1月	農林漁業セーフティネット資金	一時的に経営状況が悪化した農林漁業者
令和5年4月	スーパーL資金	認定農業者
	青年等就農資金	認定新規就農者
	経営体育成強化資金	担い手向け(経営改善資金に限る)
	農業改良資金	各種行政認定を受けた農業者

eMAFFに取込み可能な様式は、
農林水産省ホーム > 経営 > 農業金融 > 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)取込み用様式
(https://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/emmaff_torikomiyousiki.html)
で提供しております。

貸 付 限 度 額	貸 付 対 象 者
<p>個人 3億円（特認（注1）6億円） 法人 10億円（特認（注2）20億円、30億円）</p> <p>ただし、資金使途の7については、上記の5分の1を限度とし、資金使途の7とその他の資金の合計が上記の額を超えることはできない。</p>	<p>1 農業を営む者 (1) 認定農業者（農業経営改善計画等の認定を受けた者） ※簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる者を含む。）に限る。 (2) 農業経営改善計画等の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者 ※当該法人への出資金等を借入れする場合に限る。</p> <p>2 農協又は農協連 ※1の(1)又は(2)に掲げる農業者に転貸する場合に限る。</p>

●「貸付限度額」欄の注1、注2

<個人特認要件>

注1 次のいずれかに該当する場合

- (1) 経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす農業経営改善計画を有する経営体
- (2) 主たる従業者を複数有する経営体又は計画期間中に複数有することとなる農業経営改善計画を有する経営体
- (3) 当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体

<法人特認要件>

注2 次の要件を満たす場合は、それぞれに掲げる貸付限度額。

- (1) 民間金融機関から資金調達が行われる場合（経営改善資金計画書で確認可）
20億円、経営改善目標売上額の2倍のいずれか低い額
- (2) 民間金融機関から設備資金の調達が行われる場合（経営改善資金計画書で確認可）
30億円、経営改善目標売上額の2倍、民間設備資金調達額の2倍のいずれか低い額